

働き方改革 ウィークリー・スタンスの 取り組みについて

山脇秀仁¹・稲垣良和²

¹中部地方整備局 企画部 技術管理課（〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1）

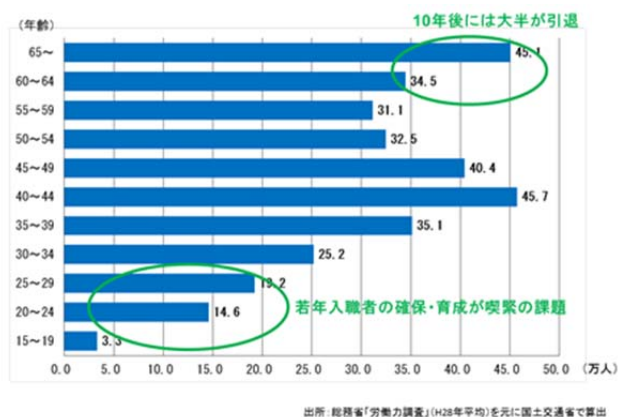
²中部地方整備局 企画部 技術管理課（〒460-8514 名古屋市中区三の丸2-5-1）

平成29年度より、受発注者の就業環境の改善を図り、品質確保に繋げワーク・ライフ・バランスの推進のためウィークリー・スタンスの取り組みを行っている。その取り組み内容と取り組みから得られた就業環境の改善手法について報告する。

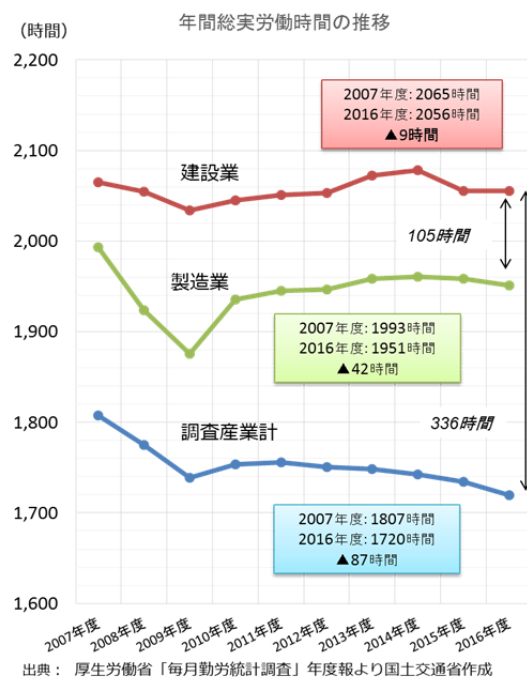
キーワード：働き方改革、就業環境の改善、品質確保、WLB、意識改革、

1. はじめに

日本全体の生産年齢人口が減少する中、建設業の担い手については概ね10年後に団塊世代の大量離職が見込まれており、その持続可能性が危ぶまれる状況です。建設業は全産業平均と比較して年間300時間以上の長時間労働となっており、他産業では一般的となっている週休2日も十分に確保されておらず、給与についても建設業者全体で上昇傾向にありますが、生産労働者については、製造業と比べて低い水準にあります。将来の担い手を確保し、災害対応やインフラ整備・メンテナンス等の役割を今後も果たし続けていくためにも、建設業の働き方改革を一段と強化していく必要があります。



図－1 年齢階層別の建設技能労働者数



図－2 年間総実労働時間の推移

2 現状と課題

建設業界では、担い手確保が重要な課題であり、その対策として、企業経営の安定と処遇改善に向けた環境改善、新3K（給与、休暇、希望）対策に取り組まれています。また、建設業界より、発注者に対して業務依頼（時間外の作業依頼、節度ある提出期限の設定）の改善要望が寄せられています。

3. 中部地方整備局の取り組み

(1) 工事について

働き方改革をより一層推進するため、中部地方整備局では、施工時期の平準化、工事書類の作成負担を軽減するため書類の簡素化等に取り組んでいます。また、中部地方整備局の独自の取り組みとして、本官工事は、原則として毎週土日・祝祭日を完全に現場閉所とする完全週休2日として実施し、分任官工事は、現場閉所日数を全体の2/7とする週休2日相当としての試行工事を実施しています。また、費用面においても補正するなど、大々的な取り組みを行われていることは、広く知られているところです。

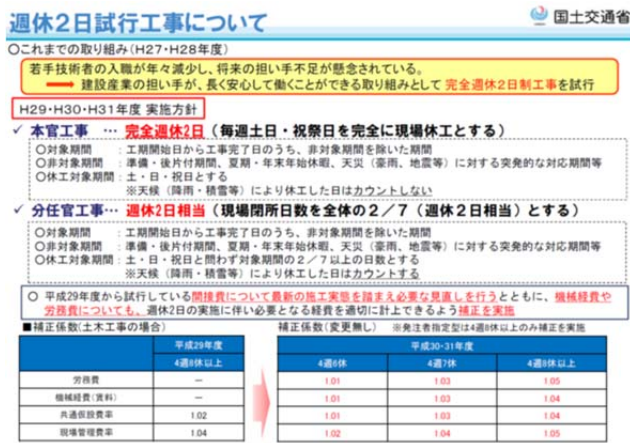


図-3 週休2日制工事の実施方針

(2) 業務について

一方、業務においては、建設業界より、発注者からの突発的または提出期限が短い作業依頼への対応により、日々の残業時間の増加や休日出勤が発生しているとの声があったものの、工事のような具体的な取り組みが取られてなかった。そこで、業務委託において、就業環境の改善等を図るため、平成29年4月以降契約の一部の委託業務で、発注者として受発注者対等な立場を再認識し、就業環境の改善を図り設計業務等の品質確保に繋がるとともにワーク・ライフ・バランスの推進のため“ウィークリー・スタンス「chubu ミッション5」”の徹底を図る取り組みを始めました。

4. ウィークリー・スタンス取り組みについて

ウィークリー・スタンス「chubu ミッション5」

1. 依頼は、主任調査員名でメール送信
2. 原則、勤務時間外の作業依頼禁止
3. 作業内容に見合った作業期間確保（最低3日間）
4. 週末依頼の週初め提出期限の禁止
5. 原則、16時以降の打合せ禁止

＜業務の初回打合せ時の対応＞

以下の設定項目について、受発注者相互で、確認・調整のうえ、詳細な内容を設定し、議事録に記録する。

【設定項目】

- (1) 休日明け日は依頼の期限日としない
- (2) 休前日（金曜日）は新たな依頼をしない
- (3) 16 時以降の打合せは行わない
- (4) 作業内容に見合った作業期間確保する
- (5) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない
- (6) 業務工程に影響する条件等を受発注者間で確認・共有する。

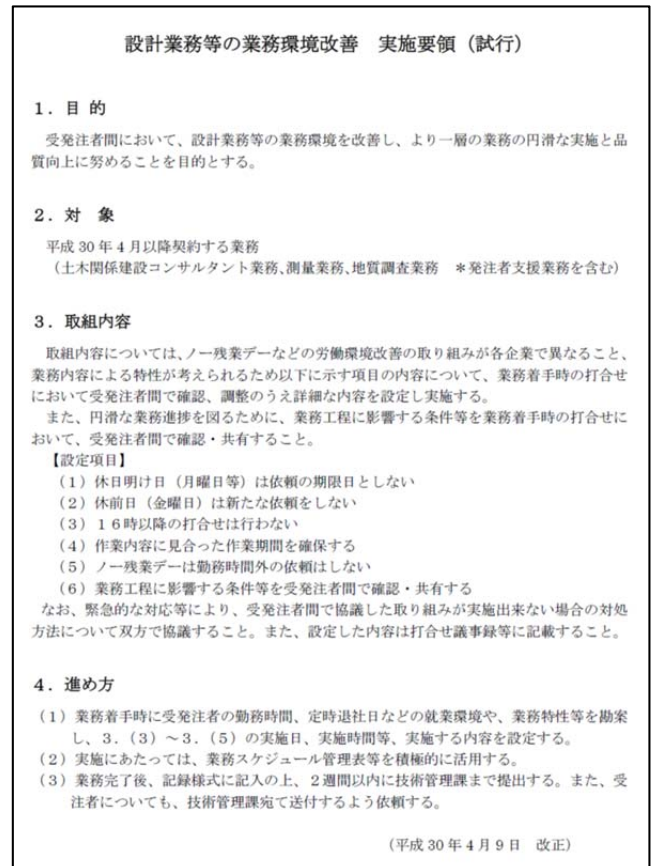


図-5 設計業務等の業務環境改善 実施要領（試行）
＜業務完了後に記録様式を提出＞

業務完了後、2週間以内に、発注者・受注者それぞれから「記録様式」を発注者宛ではなく、意見を上げやすいよう、技術管理課まで、直接メールを提出する様になっています。

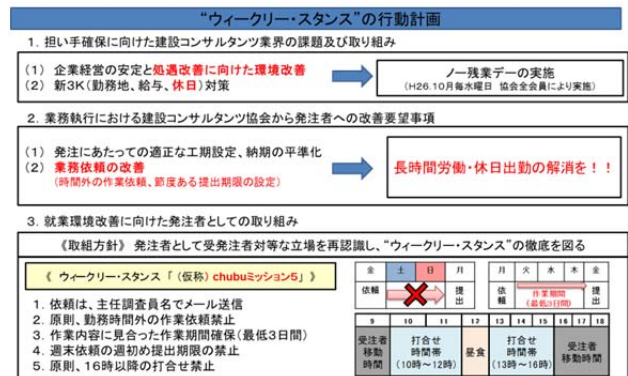


図-4 ウィークリー・スタンスの行動計画

平成29年4月以降契約の全ての業務で、業務環境の改善に向けた取り組みの試行を実施

■業務の初回打合せ時の対応

以下の設定項目(例)について、受発注者相互で、確認・調整のうえ、詳細な内容を設定し、**議事録に記載**する。

【設定項目】

- (1) 休日明け日(月曜日等)は依頼の期限日としない
- (2) 休前日(金曜日)は新たな依頼をしない
- (3) 16時以降の打合せは行わない
- (4) 作業内容に見合った作業期間確保する
- (5) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない
- (6) 業務工程に影響する条件等を受発注者間で確認・共有する

※上記には、至急の資料作成等、緊急性を有するやむを得ない内容を含む業務対応についても、対応方法について双方で確認する。

■業務完了後に記録様式を提出

業務完了後、2週間以内に、発注者・受注者それぞれから「記録様式」を下記まで直接メール提出する。

※平成30年度の記録様式の提出は、土木関係建コン業務に加え、測量業務、地質調査業務を追加。

技術管理課提出 メール宛先 TO: 企画部 技術管理課 (chr-sikamado@nit.go.jp)

※発注者:【試行WS】〇〇事務所 △△業務、受注者:【試行WS】〇〇事務所 △△業務 (〇〇株式会社)

■今後の予定

技術管理課は、平成29年4月以降契約業務の記録様式を平成30年度前半に集計・分析し、課題等を抽出。

平成30年度業務の記録様式を平成31年度前半に集計・分析予定。

図-5 設計業務等の業務環境改善 実施要領

メール宛先: 企画部技術管理課(chr-sikamado@nit.go.jp)
メール件名: 【試行WS】〇〇事務所 △△業務

業務所長 _____
担当課長 _____
主任調査員 _____
調査員 _____

業務名: _____

取組内容	実施出来なかった理由 ^{※1,2}
(1) 休日明け日(月曜日等)は依頼の期限日としない	
(2) 休前日(金曜日)は新たな依頼をしない	
(3) 16時以降の打合せは行わない	
(4) 作業内容に見合った作業期間確保する	
(5) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない	
(6) 業務工程に影響する条件等を受発注者間で確認・共有する	

緊急時の対応方法 _____

業務着手前に設定した緊急時の対応方法が実際に実施出来なかった事象はあるか
あった場合はその事象の背景等、詳細状況を記録(クローズドの作成など)してください。 はい / いいえ

業務環境(業)の改善点 _____

※1 実施出来ない理由については、依頼日やその背景等を記入してください。

【例1】 図面対応で、図面資料を〇日前で整理する必要があったため。

【例2】 〇月〇日に地味変更があり、〇日前までに図面資料を整理する必要があったため。

※2 複数回の場合は適宜行を追加し、都度記入してください。

図-6 設計業務等の業務環境改善 提出様式

■業務工程の共有

〇円滑な業務進捗を図るために、業務工程に影響する条件等を業務着手時の打合せにおいて、受発注者間で確認・共有すること

業務の進捗状況、工程に影響する条件(天候不順等による現地調査の遅れ、

発注者からのデータ提供時期の遅れ等)の変更、業務上のクリティカルな工程を確認

〇業務進捗や条件等の変更が生じた時は、必要に応じて業務工程の見直しを行うこと

＜共有ポイントのイメージ＞



(参考) 受注者側は、地質・測量等の成果受取時期や前記条件の確定時期を踏まえて、業務工程をその都度見直しをします。

図-7 業務工程の共有

平成29年度の対象業務は、土木関係建コン業務のみとしましたが、平成29年度のウィークリー・スタンスの徹底により、就業環境改善が図られたとの声が業団体から寄せられました。

このことから平成30年度より測量業務、地質調査業務についても範囲を拡大しました。また、履行期間を確保するため、業務工程に影響する条件等を受発注者間でその都度、確認・共有することとしました。改正労働基準法「働き方改革関連法」(平成30年7月6日公布、平成31年4月1日施行)は、残業時間上限規制が「2~6ヶ月平均で80時間/月以内」、「単月では、100時間/月未満」と規

定され、上限規制を超過した場合には、企業に罰則が科せられます。発注者として、働き方改革をより一層、推進するためウィークリー・スタンスの取り組みの強化はもとより、履行期限の平準化を図るため次のことについて取り組みを行っています。

【履行期限の平準化】

・3月に集中する納期の分散のため、国債、翌債・繰越の活用、必要に応じ早期発注をする。

・当面の目標として、平成30年度の履行期限の設定は当該月に履行期限を迎える業務件数の比率が3月において50%以下*とする。

*発注者支援業務等及び環境調査など1年間を通じて実施する業務は対象外

5. 平成29年度ウィークリー・スタンス取り組み結果

受発注者から提出された記録様式を集計した結果では、「chubuミッション5」の項目について、設定した5項目のいずれかの項目の取り組みが実施出来なかった受注者は36%、発注者は14%となっており、取り組みがまだ、十分に図られていないことや受発注者間の意識・認識に温度差があることが分かりました。

(1)「休日明け日(月曜日等)は依頼の期限日としない」について、実施が出来なかった受注者は13%、発注者は6%となっています。

(2)「休前日(金曜日)は新たな依頼をしない」について、実施が出来なかった受注者は18%、発注者は8%となっています。

(3)「16時以降の打合せは行わない」について、実施が出来なかった受注者は18%、発注者は7%となっています。

(4)「作業内容に見合った作業期間確保する」について、実施が出来なかった受注者は10%、発注者は4%となっています。

(5)「ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない」について、実施が出来なかった受注者は15%、発注者は6%となっています。

H29年度 業務委託 WSの取り組み結果



- ・平成29年4月以降契約の全ての業務で、業務環境の改善に向けた取り組みの試行
- ・受発注者は、それぞれ業務完了後にWSの実施状況(設定項目)を記録様式に記載し提出

1. 記録様式提出業務数(平成29年度履行業務)

- ・受注者 約350業務(企業数:70社)
- ・発注者 約400業務

2. 記録様式の設定項目

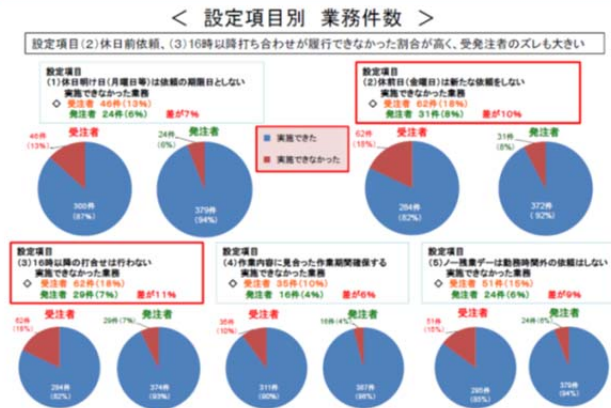
- (1) 休日明け日(月曜日等)は依頼の期限日としない
- (2) 休前日(金曜日)は新たな依頼をしない
- (3) 16時以降の打合せは行わない
- (4) 作業内容に見合った作業期間確保する
- (5) ノー残業デーは勤務時間外の依頼はしない

実施できた: 設定した5項目の全ての項目の取り組みが実施できたもの
実施できなかった: 設定した5項目のいずれかの項目の取り組みが実施できなかったもの



設定した5項目のいずれかの項目が出来なかった割合は、受注者:約4割、発注者:約1割

図-8 ウィークリー・スタンス取り組み結果



図－9 ウィークリー・スタンス取り組み結果

6. おわりに

働き方改革をより一層推進するため、ここで紹介したウィークリー・スタンスの取り組みの他、引き続き、適切な履行期間の設定、履行期限の平準化等に取り組んで参ります。

7. 今後の課題

冒頭で記述したとおり、建設業界より、未だに時間外の作業依頼、節度ある提出期限の設定等のご意見が寄せられています。引き続き、ウィークリー・スタンス取り組みを実施し、“発注者の意識改革”を進めることが重要と考えています。

謝辞：ウィークリー・スタンスの実施に当たっては、建設コンサルタンツ協会の担当者、受発注者の担当者の方々に感謝の意をここに表します。